

告 示

埼玉県告示第七百八十五号

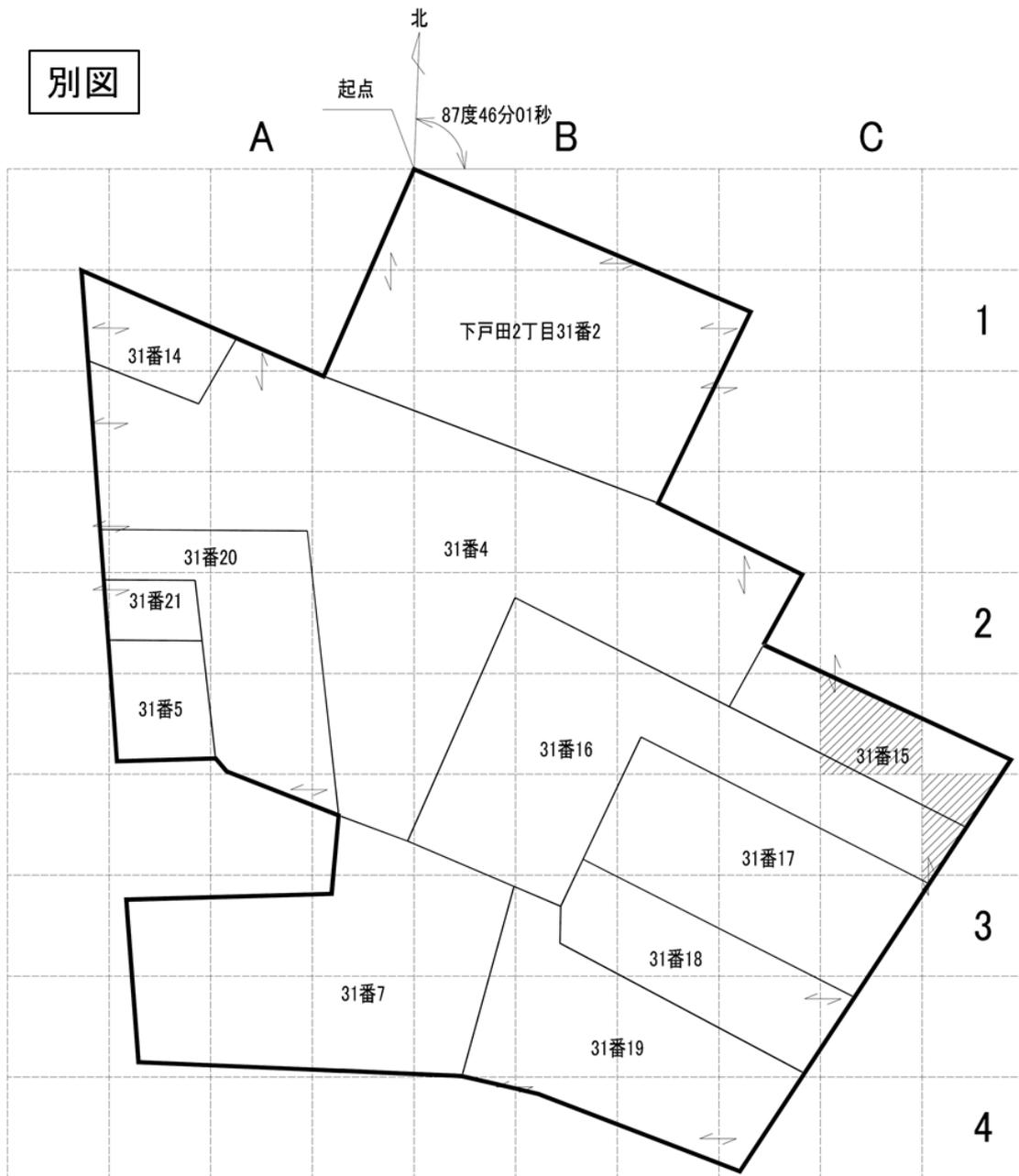
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項の規定により、平成二十八年埼玉県告示第千六百九号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

平成二十九年七月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 要措置区域としての指定を解除する区域
別図のとおり（埼玉県戸田市下戸田二丁目三十一番十五の一部、三十一番十六の一部及び三十一番十七の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
六価クロム化合物
- 三 講じられた指示措置等
基準不適合土壌の掘削による除去

別図



凡 例	
-----	単位区画
-----	区画統合
—	筆境界
—	敷地境界
	要措置区域の指定を解除する区画

【起点】
 起点は、戸田市下戸田2丁目31番地2の最北端とする。

【格子の回転角度(87度46分1秒)】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。